

スターリング証券へ個人番号書類提出のお願い

お客様各位

平素よりスターリング証券をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2016年1月から、マイナンバー制度が開始されました。

証券会社等でも税務署に提出する各種支払調書等に、お客様のマイナンバーを記入することが求められます。そのため、当社に取引口座を開設されているお客様は、当社へマイナンバーを通知していただく必要がございます。

なお、ご通知いただいたマイナンバーにつきましては、当社が定めるマイナンバー関連規程に基づき厳重に管理・保存いたします。

■当社へ提出いただくもの

個人番号書類（以下のうち、いずれか1点）

- ・個人番号カード（表と裏の両面のコピー）
- ・通知カード（コピー；裏面に記載がある場合は、裏面もご提出ください）
- ・住民票の写し（原本：有効期限3カ月以内；マイナンバーが記載されている住民票）

下記 URL の当社 Web サイトもご覧いただけます。

http://www.easthillfx.co.jp/jp/account_index1_1_1.asp

■通知の方法

メールの場合：写真撮影した画像をメールに添付し送信ください。

送信アドレス： info@easthillfx.com

件名：マイナンバーの通知

本文：氏名、口座番号

郵送の場合：送付先：〒100-6030 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 30F

スターリング証券 マイナンバー受取担当 宛て

既にご提出したお客様には再度ご提出する必要がございません。

ご協力、よろしくお願ひ申し上げます。